

住宅改修工事に補助します

(筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金制度)

筑紫野市では、地域経済の活性化及び市民生活の安定を図るため、自己の居住の用に供する住宅の所有者が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。

◇ 補助金の金額

住宅改修工事に要する費用（消費税等を除く10万円以上）の10%相当額で、10万円を上限とする。ただし、他の住宅改修補助金（助成金）を受けた場合は、その補助対象となった工事費を除いた改修工事費が10万円以上のもの。

◇ 補助対象要件（全てに該当すること）

- (1) 住宅の所有者であって、かつ、補助金の請求の際に当該住宅に現に居住していること。
- (2) 世帯全員（18歳以下を除く）に市税等の滞納がないこと。
- (3) 本制度による補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (4) 暴力団関係者でないこと。
- (5) 市内の施工業者が請負い、その工事費が10万円以上(消費税等除く) の工事
- (6) 令和6年3月31日までに工事が竣工し、完了届が提出できる改修工事

◇ 対象工事

工事種別	工事内容
バリアフリー改修工事	手すりの設置、段差解消工事、滑り止め工事など
省エネ化改修工事	壁、床、天井等への断熱材の設置工事、省エネ設備の設置及び更新工事など
耐震補強工事	基礎部分補強工事、筋かい・構造用合板等による補強工事など
耐久性能改修工事	屋根・外壁の塗装・張替工事、内部床・壁・天井の改修工事、電気設備・配線の改修工事、給排水設備・配管の改修工事、通路・塀・フェンス・擁壁・門扉及び車庫の改修工事など
健康促進改修工事	ヒートショック対策工事、シックハウス対策工事など
生活向上改修工事	上下水道接続工事、合併浄化槽設置工事（下水道区域外に限る）、緑化に伴う工事、防犯性向上工事など

※補助対象外・・・新築及び建替え工事
工事を伴わない家電製品等の購入

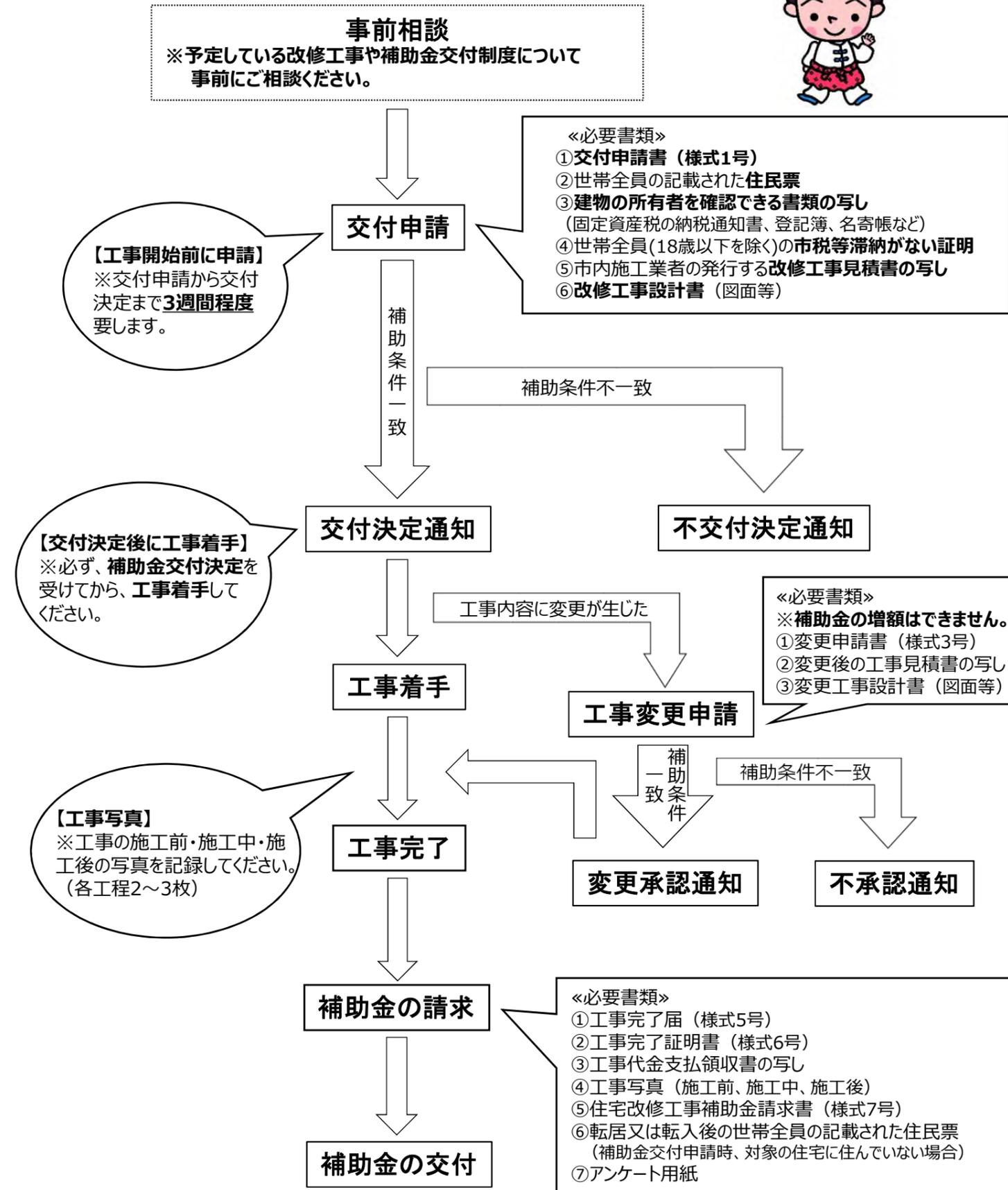
◇ 補助金の受付

- ・ 令和5年8月1日（火曜日）から市役所3階建築課で受け付けを開始いたします。
- ・ 同一工事においてほかの補助金との併用はできない場合があります。

- ※ 予算枠を超えたときは、その時点で受付を締め切ります。
- ※ 申請書等の様式は、建築課窓口または、筑紫野市ホームページからダウンロードできます。

※必ず、補助金交付決定を受けてから、工事着手してください。

《 交付申請の流れ 》



その他の助成金等は中面



受付・問い合わせ窓口
筑紫野市 建設部 建築課（市役所3階）
電話（092）923-1111

筑紫野市では他に、このような住宅補助金 (助成金) があります

筑紫野市では、経済対策事業住宅改修工事補助金制度のほかに、以下の制度(事業)があります。状況に応じてご活用ください。

問い合わせ (092) 923-1111

○住宅性能向上改修(耐震+省エネ)工事等補助

耐震化の促進のため、自己の居住の用に供する住宅(市内に在するS56年3月31日以前に建築され耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の2階建て以下の木造住宅)の所有者が住宅の住宅性能向上改修工事及び建替え等に伴う除却工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。

- ◇住宅性能向上改修工事
 - ・耐震改修工事：要する費用の60%相当額で、60万円を上限とする。
 - ・省エネ改修工事：要する費用の60%相当額で、20万円を上限とする。(耐震改修と併せて行う場合のみ)
- ◇建替え等に伴う除却工事：除却工事に要する費用又は耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額の60%相当額で、60万円を上限とする。

建築課建築担当(市役所3階)

○介護保険居宅介護(予防)住宅改修費

在宅の要介護者・要支援者の居住する住宅を、より安全に生活するための軽微な改修を対象に、20万円を上限に助成します。20万円以内で、かかった費用の9割、8割又は7割が支払われます。※自己負担割合(1割、2割又は3割)は「負担割合証」でご確認ください。領収書記載日時点における負担割合を適用します。

高齢者支援課指定指導担当(市役所1階)

○高齢者等住宅改造費助成事業

介護保険の認定を受け、住宅改造をされる方で、住民税及び所得税が非課税の世帯を対象に、30万円を上限に助成します。(ただし、介護保険優先です。)

高齢者支援課高齢者福祉担当(市役所1階)

○居宅生活動作補助用具

身体障がい者手帳をお持ちの方または難病患者等(等級制限等あり)が、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を対象に、20万円を上限に助成します。(ただし、所得に応じた1割の自己負担額が発生する場合があります。)

生活福祉課障がい者福祉担当(市役所1階)

○住宅用エコエネルギー導入促進事業補助金

住宅用太陽光発電、民生用燃料電池及び住宅用蓄電池をご自宅に設置する人を対象に10万円を上限に補助します。

環境課環境保全・廃棄物担当(市役所2階)

○ブロック塀撤去費補助金

震災時におけるブロック塀などの倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的として、道路に面する危険なブロック塀などの撤去費用の一部を16万円を上限に補助します。

都市計画課計画担当(市役所3階)

○雨水貯留タンク設置補助金

浸水被害の軽減対策の一環として、雨水の流出抑制および有効活用を図るため、雨水貯留タンクを設置しようとする方を対象に3万円を上限に補助します。

上下水道工務課下水道担当(市役所2階)

福岡県の補助金制度です

耐震診断

対象住宅：昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した木造戸建て住宅
福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度の活用
「簡易診断3,000円」、「一般診断(床下・小屋裏進入調査付)6,000円」

※左記の住宅性能向上(耐震+省エネ)改修工事の補助を受ける場合に必要です。

アドバイザー派遣事務局
「生涯あんしん住宅」
電話(092)582-8061
※休館日：月曜日・第3日曜日

既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業

若年世帯・子育て世帯が既存住宅を子育て仕様の住宅へリノベーションする際の工事費用や、親世帯と子世帯が近居・同居するためにリノベーションする際の工事費用の一部(最大25万円)を補助するもの。要件など詳細についてはお問合せ下さい。

福岡県 建築都市部 住宅計画課 住環境整備係
電話(092)643-3734

住宅改修等には減税制度があります

固定資産税の減額

種類	①耐震改修工事	②バリアフリー	③省エネ
軽減率	1/2	1/3	1/3
備考	・家屋面積120㎡まで ・同年②③との併用不可	・家屋面積100㎡まで ・同年③との併用可(2/3) ・同年①との併用不可	・家屋面積120㎡まで ・同年②との併用可(2/3) ・同年①との併用不可

※バリアフリー・省エネの対象住宅の床面積は50㎡～280㎡となります。

減額期間：1年度分(工事完了年の翌年度分)

申請期間：工事完了後3ヶ月以内

制度期間：令和4年3月31日まで

※リフォームの種類により居住者、住宅、工事費等の要件が異なりますので

詳しくは下記までお問い合わせください。

税務課固定資産税担当(市役所1階)

所得税の控除(減額)

種類	①耐震改修工事	②バリアフリー	③省エネ
所得控除	最大25万円	最大20万円/年	最大25万円または35万円/年
備考		住宅ローン利用時は12万5千円/年	住宅ローン利用時は12万5千円/年

問い合わせ窓口

筑紫税務署

電話(092)923-1400

※減税制度には要件がありますので、詳しくは担当部署へお問い合わせください。